(公財)日教弘北海道支部 支部長 船 山 純

新型コロナウイルス感染症に関わる「入院見舞」について

時下、道支部会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当支部では、連続7日以上入院した道支部会員を対象に、年度内1回に限り8,000円の見舞金を贈呈する「入院見舞」事業を実施しており、新型コロナウイルス感染症による7日以上の入院についても、この事業の対象としております。

その後、感染の急拡大により医療体制が逼迫する状況となり、国は、本来入院(隔離)すべき感染者であっても保健所の指導の下でホテルや自宅での療養を行う措置を決めたことから、当支部では、臨時の対応として、保健所の証明のあるホテル又は自宅での療養を入院とみなし、入院見舞金の給付対象としてまいりました。

しかしながら、第6波及び第7波とみられる感染の急拡大により、4月以降 の入院見舞金申請数が予算編成時の想定を大きく上回り、本年度の当該事業の 予算枠を大きく超える事態となっております。

つきましては、<u>保健所の証明のあるホテル又は自宅での療養を入院とみなす</u> <u>臨時の対応を8月4日(消印有効)で終了し、それ以後は、7日以上の入院に限</u> ることとします。

会員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。